

## 第23号議案

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

品川区立知的障害者グループホーム条例（平成3年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「知的障害者」の次に「および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置の決定を受けた者」を加え、同条第2項中「身体障害者」の次に「および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置の決定を受けた者」を加える。

第5条および第6条を次のように改める。

（利用手続）

第5条 第3条に規定する事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。

（利用料）

第6条 第3条に規定する事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、第3条に規定する事業を利用した者は、別

に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「使用」を「利用」に改め、同条を第7条とする。

第11条の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、グループホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として利用者から收受することができる。

第12条を第9条とする。

第13条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

(2) 利用料金の徴収に関すること。

第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 障害福祉サービスの提供に係る運用等を整備する必要がある。